

大阪市規則第60号

大阪市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市手数料条例施行規則（昭和40年大阪市規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(条例別表第7の市規則で定める基準等)</p> <p>第5条の2 [略]</p> <p>2 条例別表第7備考第6項の市規則で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>〔1〕 略</p> <p>〔2〕 条例第7条の5第1項第1号に規定する申請に係る建築物が非住宅建築物である場合又は当該申請に係る建築物の部分が非住宅部分のみである場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）</p> <p>〔3〕 略</p>	<p>(条例別表第7の市規則で定める基準等)</p> <p>第5条の2 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>〔1〕 同左</p> <p>〔2〕 条例第7条の5第1項第1号に規定する申請に係る建築物が非住宅建築物である場合又は当該申請に係る建築物の部分が非住宅部分のみである場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）</p> <p>〔3〕 同左</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。